

**第 2 期八戸市次世代育成支援行動計画 平成 27 年度実施状況
質問・意見に対する回答**

事業番号 2 事業・取組名 乳児家庭全戸訪問事業	
質問	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も重要な事業と考えるが、現在、各対象家庭への訪問回数は基本 1 回ということか。 ・また、今後、一家庭への訪問回数を増やす方向は考えているのか。
回答	<p>事業担当課 健康づくり推進課</p> <p>1) 対象家庭への訪問回数について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第 6 条の 3 第 4 項に規定する「乳児家庭全戸訪問事業」は、「原則として生後 4 か月に至るまでの乳児のいるすべての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況の把握を行うこと」を主な目的に実施しております。 ・上記のことを踏まえ、当課は乳児のいる全家庭への訪問を実施しており、育児不安の強い母親や、医療機関からの訪問依頼のあったケースなど状況に応じて、1 回に限らず、数回の再訪問を実施しております。 <p>2) 一家庭への訪問回数を増やす方向について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的な支援を必要とする乳児及び産婦については、今後も必要に応じて、1 回に限らず、家庭訪問を実施してまいります。

事業番号 1 2 事業・取組名 子育て短期支援事業（ショートステイ）	
質問	<ul style="list-style-type: none"> ・ショートステイのマッチングがうまくいかず利用されていないということか。 ・必要なシステムとすれば、申込みや利用の方法を再考すべきではないか。
回答	<p>事業担当課 子育て支援課</p> <p>○この事業は、保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合に、当該児童を児童福祉施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、児童及び家庭の福祉の向上を図ることを目的としている。</p> <p>○ショートステイの利用について相談があった場合にはお話を伺い、当市の子育て短期支援事業で対応できない場合は児童相談所につなぐなど、関係機関と連携し相談者のニーズに沿って対応している。</p> <p>○預かり期間が 8 日以上になるケースについては、児童福祉法に基づく一時保護の形（保護者が一時的に子を監護できないため）で児童相談所が対応しており、市の制度も同様に、下記の止むを得ない事情がある場合に利用可能としている。</p>

	<p>[ショートステイ利用の対象となるケース]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の疾病 ・ 育児疲れ、慢性疾患の看病疲れ等身体または精神上の事由 ・ 出産、看護、事故、災害等家庭養育上の事由 ・ 冠婚葬祭、出張、学校等の公的行事への参加など社会的な事由 <p>[27年度実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 0歳～2歳未満→児童相談所（対応件数：0件） ・ 2歳以上～18歳未満、預かり期間7日（※）まで→市（対応件数：2件） ・ 2歳以上～18歳未満、預かり期間8日以上→児童相談所（対応件数：1件） <p style="text-align: center;">※厚生労働省の定める「子育て短期支援事業実施要綱」に準じた日数</p> <p>[利用料]</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">生活保護世帯</td> <td style="padding-left: 20px;">1日</td> <td style="padding-left: 20px;">0円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">市民税非課税世帯</td> <td style="padding-left: 20px;">1日</td> <td style="padding-left: 20px;">1,790円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他の世帯</td> <td style="padding-left: 20px;">1日</td> <td style="padding-left: 20px;">3,000円</td> </tr> </table>	生活保護世帯	1日	0円	市民税非課税世帯	1日	1,790円	その他の世帯	1日	3,000円
生活保護世帯	1日	0円								
市民税非課税世帯	1日	1,790円								
その他の世帯	1日	3,000円								

事業番号 20 事業・取組名 幼保小連携推進事業	
質問	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼保小連携推進事業では、各小学校区での開催は市全体でどの程度実施されているのか。 ・ また、小学校区での開催は義務化されているのか。 ・ それとも、その地区の小・幼保の裁量に任されているのか。
回答	<p>事業担当課 教育指導課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内全小学校地区で実施しており、回数や内容については小学校区ごとに決めて取り組んでいる。 ・ 小学校区での開催は義務化しているわけではないが、教育委員会として開催するよう呼びかけ、現在は、各校とも開催している。

事業番号 23 事業・取組名 心身の発達支援を必要とする子ども及びその家庭への総合的な支援	
質問	・相談件数が（26年度の約）1.5倍となっている理由は何か。
回答	<p>事業担当課 こども支援センター</p> <p>・平成27年4月に「こども支援センター」が開設した。開設については、新聞、テレビ等で大きく報道され、相談機関として市民に広く周知が図られた。また、学校をはじめとする教育機関に対しても周知に努めた。その結果、子どもの成長や心身の発達について、どこに相談すればよいのか、迷っていたり悩んでいたりとした保護者が、相談窓口の一つとして利用したことで、相談件数が増加したと考える。</p>

事業番号 33 事業・取組名 家庭相談員による相談体制の充実	
質問	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭相談員は今後益々必要になり、その役割も重要になってくる。 ・相談員1名の配置は少ないのではないか。 ・また、相談員の資格はどのようなになっているのか。
回答	<p>事業担当課 子育て支援課</p> <p>1. 相談体制</p> <p>子育て支援課では、「家庭（児童）女性等相談室」を設置し、家庭相談員1名、女性相談員1名、母子・父子自立支援員（女性相談員兼務）1名の計3名に委嘱し、来所・電話・メールによる相談を受けており、相談内容によってそれぞれの相談員が対応しております。</p> <p>さらに、中核市移行後は、母子・父子自立支援員を1名増員し、4名の相談体制とする予定です。</p> <p>2. 相談員の資格</p> <p>家庭相談員は、子どもの心身発達や子育て・家族関係に不安を感じている保護者や関係機関からの相談対応であり、家庭児童福祉に関する専門的な知識が必要とされます。</p> <p>八戸市家庭相談員服務要領には、「相談員は次の各号のいずれかに該当する者のうちから、市長が委嘱する。」とし、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校教育法に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 (2) 医師 (3) 社会福祉主事として、2年以上児童福祉事業に従事した者 (4) 前各号に準じる者であつて、市長が適当と認めたもの <p>と定め、現在は学校勤務経験者を非常勤相談員として委嘱しております。</p>